

第2期仁木町障がい者計画

(平成30年度～平成39年度)

平成30年3月

仁 木 町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 対象とする障がい者の範囲	2
5 障がい者を取り巻く現状	2
第2章 計画の目標及び体系	7
1 計画の理念と目標	7
2 計画の体系	7
第3章 施策の現状と課題・推進施策	8
1 生活支援	8
2 保健・医療	9
3 療育・教育	10
4 就労支援	11
5 社会参加	12
6 差別解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	13
7 生活環境	14
8 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	15
第4章 計画の推進	16
1 計画推進のための実施計画	16
2 計画の推進管理	16

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

仁木町では、これまで障害者基本法第11条第3項の規定される「障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」として、障がいのある人が個々の能力を生かしながら、保健・医療・福祉・教育などの総合的な支援体制の推進を図り、地域で自立した生活を送るため、平成24年度から平成29年度までの6か年で取り組む「仁木町障がい者計画」を策定し、障がい福祉の推進に取り組んできました。

また、これまで平成15年には行政がサービスの提供を決定する「措置費制度」から、利用者と事業者の契約に基づく「支援費制度」となり、平成18年4月には、障がいの種別にかかわらずサービス利用を一元化した「障害者自立支援法」が施行されました。また、「障害者の権利に関する条約」の締結に必要な国内法の整備として、平成23年8月に「障害者基本法」を改正し、障がい者の定義の見直しや合理的な配慮などが新たに規定。平成24年10月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）が施行。また、平成25年4月には、障害者自立支援法に替わり、制度の谷間のない支援の提供や個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が施行されるとともに、同年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が制定されるなど、障がい者福祉を取り巻く環境に大きな改革がなされています。

仁木町では、こうした障がい者施策の動向や、仁木町障がい者計画の推進状況などを踏まえ、「第2期仁木町障がい者計画」を策定し、障がい者施策を着実に推進します。

2 計画の位置付け

この計画は、障がい者福祉に関し、仁木町が取り組んでいく施策の基本的方向と、具体的施策を示すことにより障がい者福祉の推進を図るものです。

障がい者福祉の推進にあたっては、仁木町障がい者自立支援協議会及び北後志地域自立支援協議会の中で、障がいのある人のニーズを把握し、計画の進捗状況を点検して計画の着実な推進を図っていくものとします。

3 計画の期間

この計画は、平成30年度から平成39年度までの10か年とします。

また、社会環境の変化等に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。

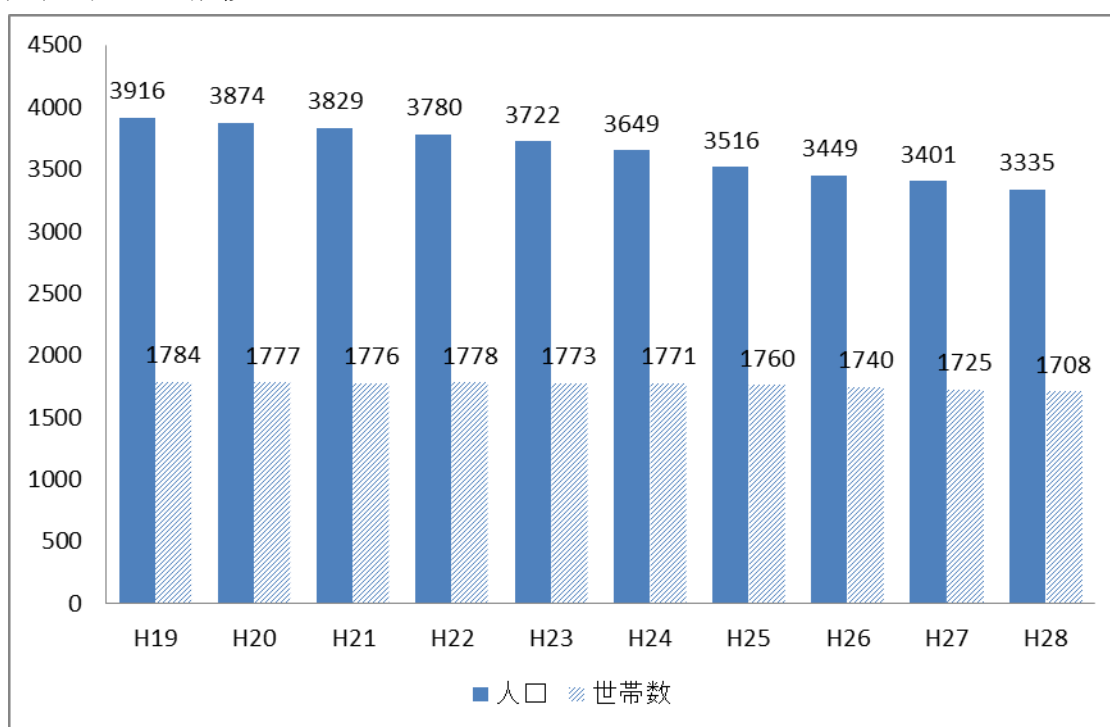
4 対象とする障がい者の範囲

障害者基本法第2条において、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されたことを踏まえ、この計画で対象とする障がい者は次の人とします。

- (1) 身体障がい者
- (2) 知的障がい者
- (3) 精神障がい者（発達障がい者を含む。）
- (4) 難病患者などのその他心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある人。

5 障がい者を取り巻く現状

(1) 人口の推移

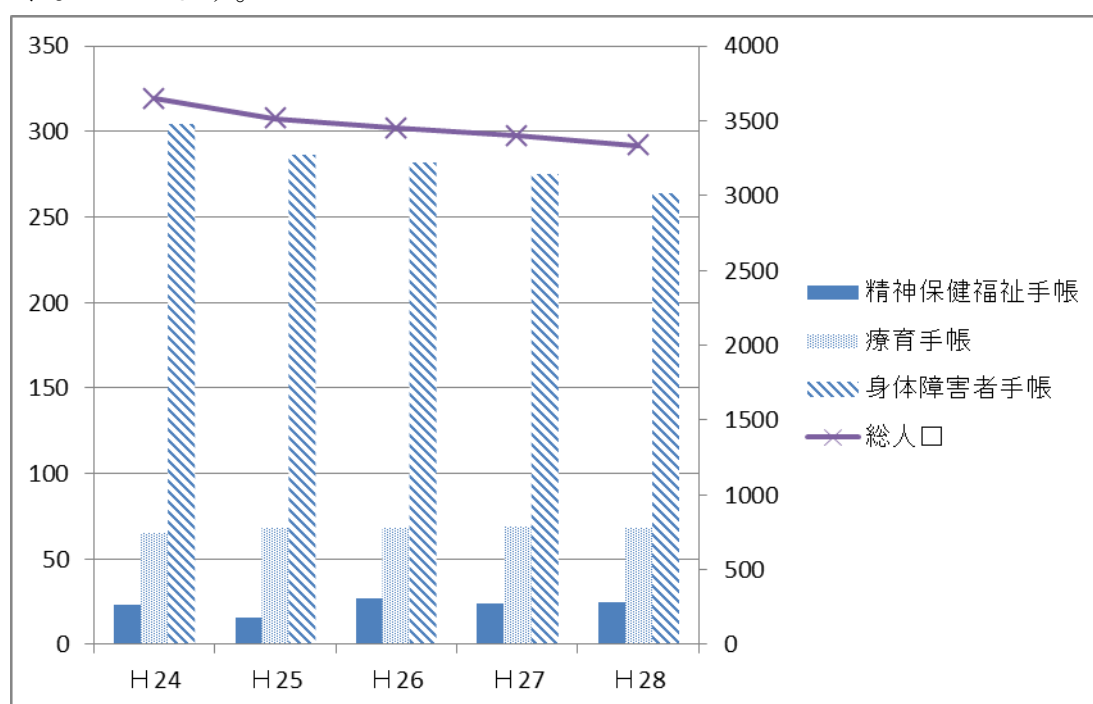


仁木町の総人口は、昭和35年の8,326人をピークに減少し続け、平成29年3月31日現在で3,335人となり、10年間で581人減少しています。世帯数については10年間で76世帯の減少と、ほぼ横ばいで推移しています。

(2) 障がい者手帳所持者の推移

各手帳の所持者数をみると、身体障がい者手帳所持者は減少していますが、精神障がい者保健福祉手帳及び療育手帳所持者は横ばいで推移しており、総人口に占める割合は増加傾向にあります。

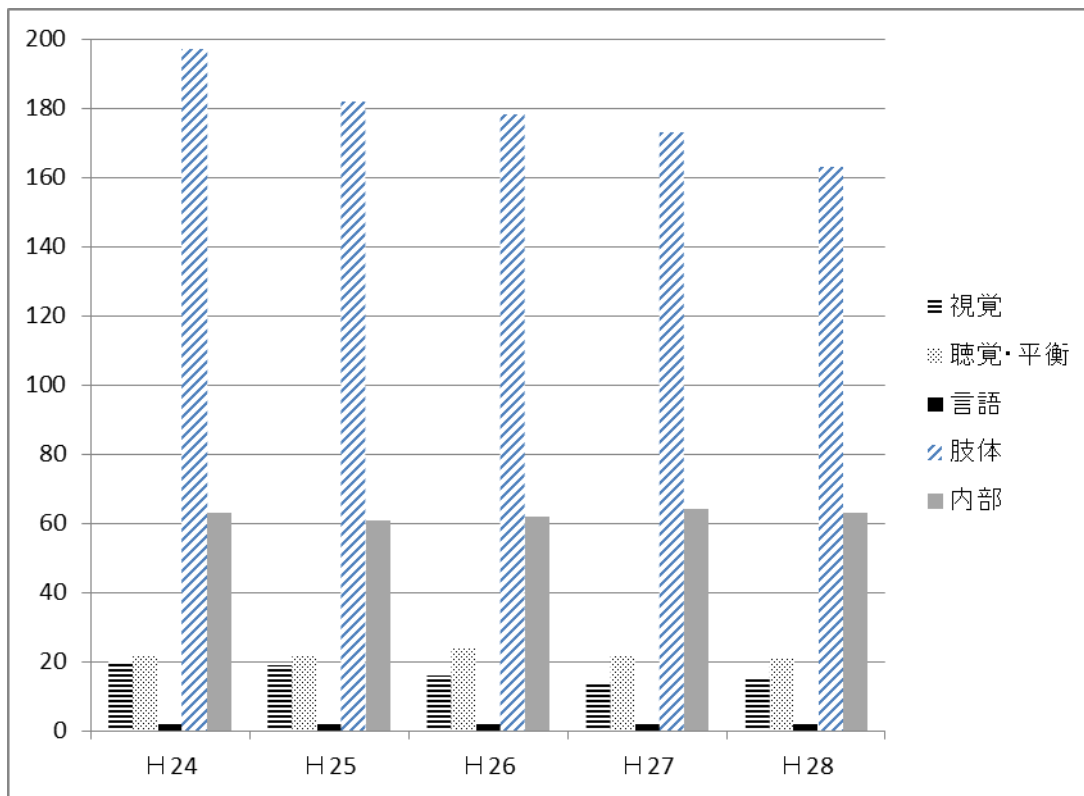
各手帳所持者の構成比をみると、身体障がい者手帳所持者が8割程度と最も多くなっています。



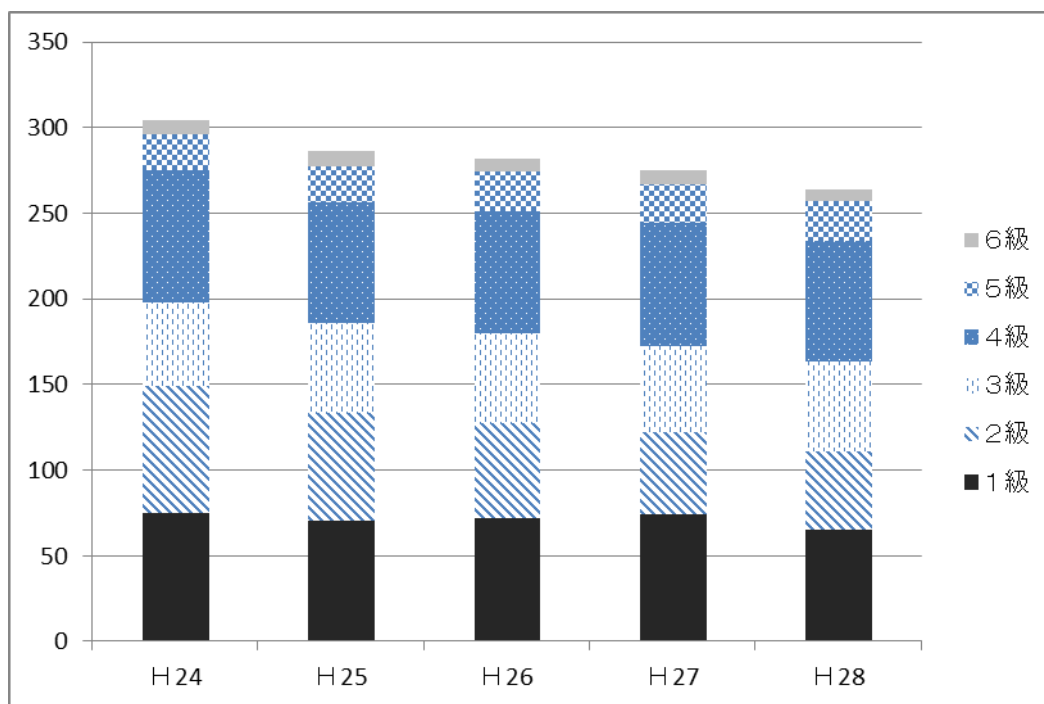
(3) 身体障がい者手帳所持者の推移

身体障がい者手帳所持者は平成29年3月31日現在で264人となり、5年間で40人減少しています。

障がい部位別の構成比をみると、肢体不自由が6割以上を占めており、内部障がい者が2割程度で、両障がいを含めると全体の8割以上を占めています。等級別にみると、2級が他の等級に比べてやや減少しています。



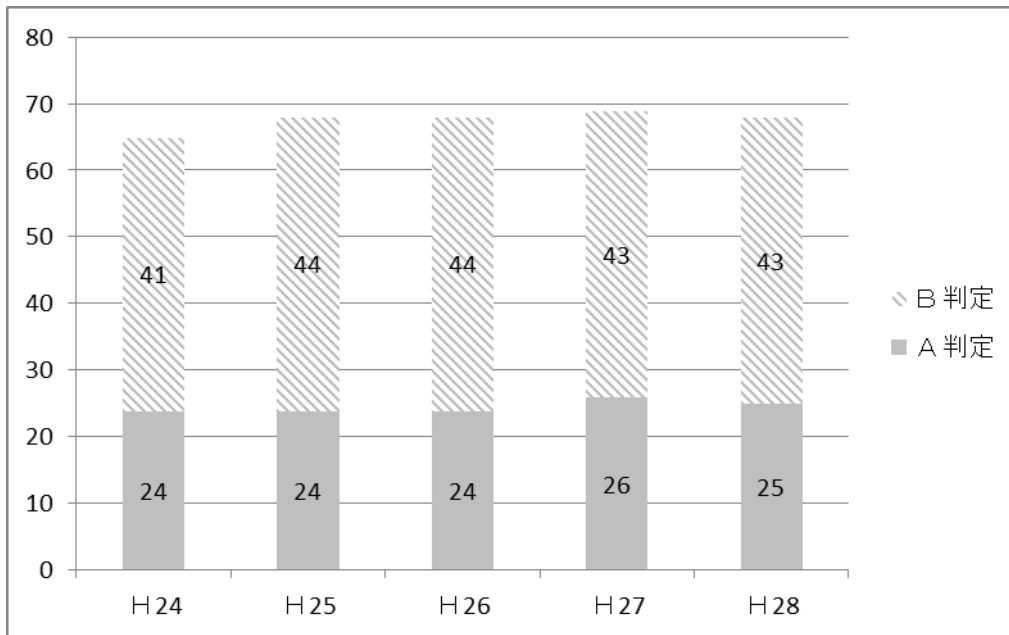
身体障がい者数（障がい部位別）



身体障がい者数（等級別）

(4) 療育手帳所持者の推移

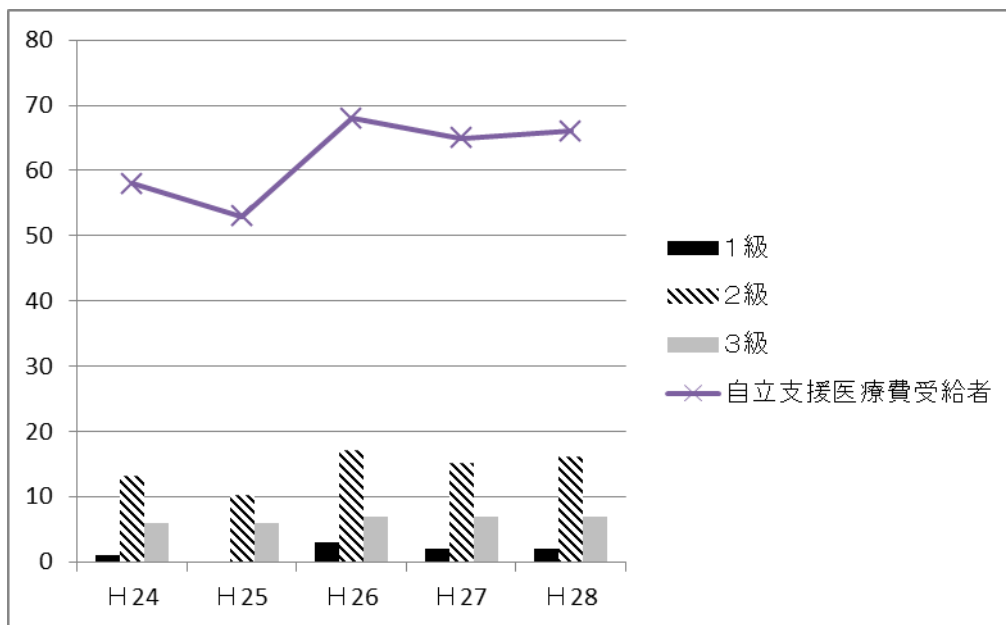
療育手帳所持者数は、この5年間横ばいで推移しています。



(5) 精神障がい者保健福祉手帳等所持者の推移

精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、2級が平成25年度にやや減少しましたが、その後増加しています。

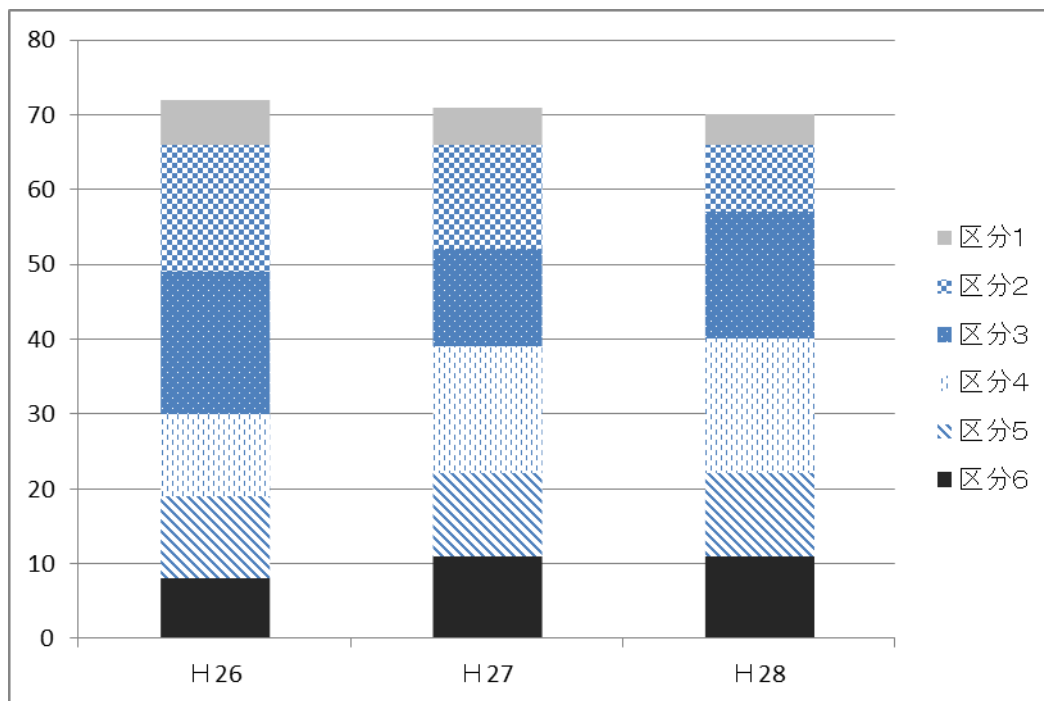
自立支援医療費（精神通院医療）受給者についても平成25年度にやや減少したものの、平成29年3月31日現在で66人となり、5年間で8人増加しています。



(6) 障害支援区分認定者数の推移

障害支援区分認定者数については、約70名で推移しています。

区分別では、区分3及び区分4の中間層が約半数を占めています。



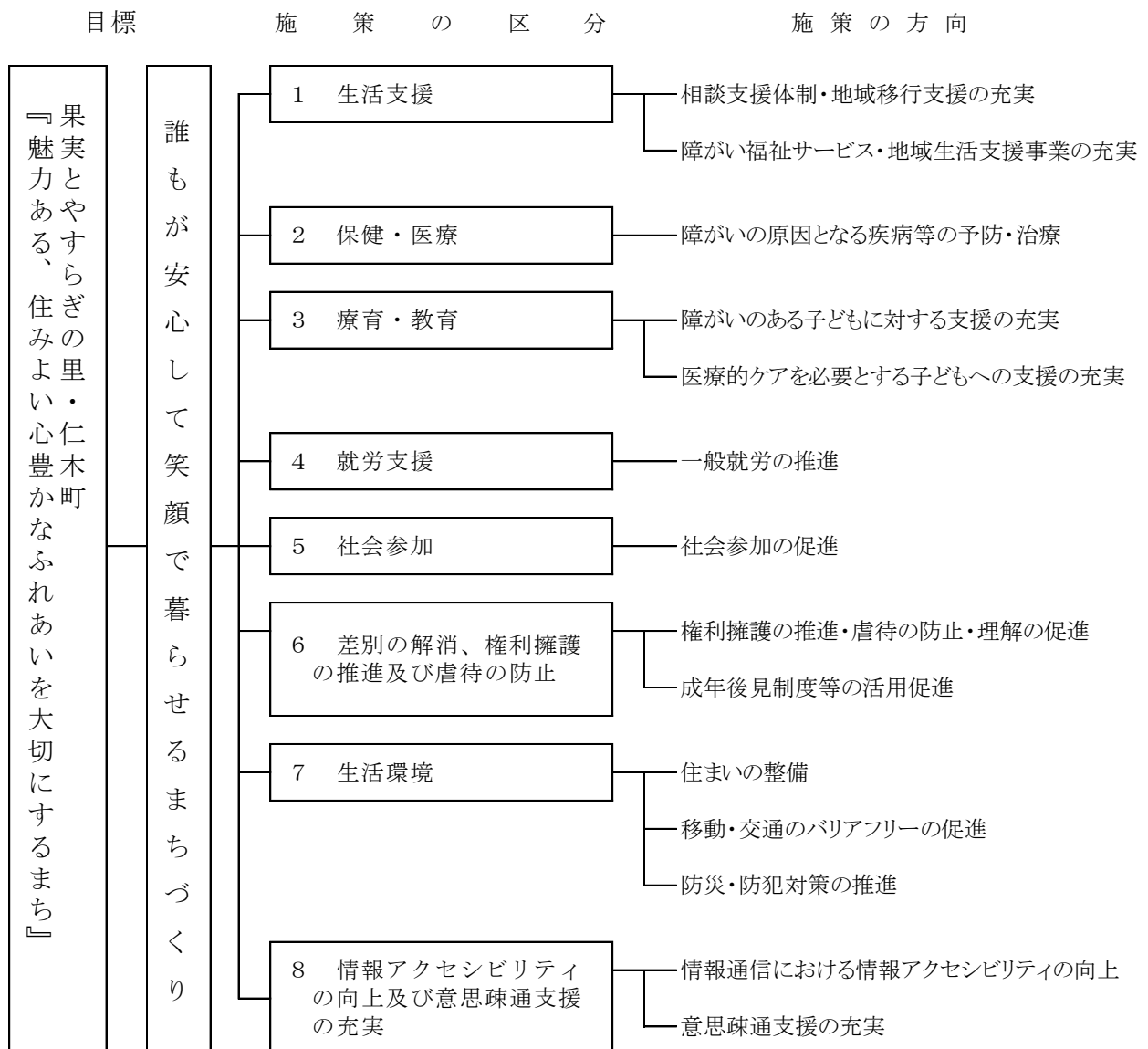
第2章 計画の目標及び体系

1 計画の目標

第5期仁木町総合計画における仁木町の将来像である「果実とやすらぎの里・仁木町『魅力ある、住みよい心豊かなふれあいを大切にするまち』」、福祉分野の基本目標である「誰もが安心して笑顔で暮らせるまちづくり」を目標として、仁木町における障がい者施策の一層の推進を図ります。

2 計画の体系

計画の推進に当たっては、第2期北海道障がい者基本計画における8つの施策の区分を基本とし、以下のように施策の方向を設定しています。



第3章 施策の現状と課題・推進施策

1 生活支援

(1) 現状と課題

高齢化の進展などにより、障がいのある人の数が年々増加するとともに、障がいの重度化・重複化が進んでいます。

また、自立意識や在宅志向が高まる中で、施設や病院で生活している重度・重複障がいのある人も含め、地域生活への移行を希望する人が増加し、障害福祉サービスだけでなく、医療的ケアや意思疎通支援など、障がいのある人及びその家族のニーズは多様化しています。

こうした中、障害者自立支援法の施行により、障がい種別にかかわらずサービスを利用するための仕組みが一元化され、障がいのある人の生活を支える福祉サービスの体系が見直され、平成25年には障害者総合支援法が施行されました。

地域での生活を希望する障がいのある人が、生涯を通じて自らの選択により、一人ひとりのニーズに沿った必要なサービスを利用しながら、地域での生活を継続できるよう、身近な相談支援体制や生活を支える福祉サービスの充実を図ることが必要であり、また、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、親亡き後であっても仁木町に安心して暮らすことができるよう、地域全体で障がいのある人の生活を支える体制の構築が求められています。

(2) 施策展開の基本的方向と方策

ア 相談支援体制・地域移行支援の充実

障がい者相談支援の実施については、仁木町が行うもののほか、積丹町、古平町、余市町、赤井川村及び仁木町（以下「北後志5か町村」という。）により、NPO法人しりべし圏域総合支援センターに委託し、専門知識を有する者による相談支援体制を確保しています。高齢化に伴う障がいの重度化・重複化による困難事例に対応するため、障がい者相談支援のさらなる充実に向けて検討を進めます。

仁木町が任命する身体障がい者相談員・知的障がい者相談員による当事者による相談支援の充実を図ります。

地域の様々な関係者が連携・協働するため仁木町障がい者自立支援協議会及び北後志地域自立支援協議会のネットワーク機能により、障がいのある人やその家族等のニーズを受け止める相談支援体制を確保に努めます。

また、高齢化の進展等により相談ケースが多様化しており、障がい福祉の観点だけでは、解決の難しい困難事例が増加すると見込まれるため、障がい福祉だけでなく、高齢者福祉、児童福祉や生活困窮等のさまざまな分野と連携した一体的な相談支援を提供できる体制の確立に向けた検討を進めます。

障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、親亡き後の地域生活を支える体制を構築するため、仁木町内の障がい福祉サービス事業者等の福祉関係者と連携し、仁木町における地域生活支援拠点の整備を進めます。また、北後志5か町村の広域における地域生活支援拠点の面的な整備についても検討を進めます。

イ 障がい福祉サービス・地域生活支援事業の充実

障がいのある人がニーズや障がい特性に応じた必要なサービスが受けられるよう、居宅介護などの訪問系サービスや短期入所の計画的な基盤整備に努めます。

地域生活支援事業として、障がいのある人に対して移動支援や日中一時支援などの日常生活を支援する事業を展開していますが、今後もニーズに応じたサービス提供が出来るよう、提供体制の推進に努めます。

また、これらのサービス等について、北後志圏域としての提供体制整備についても協議・推進に努めます。

2 保健・医療

(1) 現状と課題

生涯を通じ、障がいの要因となる疾病等の予防、早期発見や治療の充実に加え、障がいを軽減するリハビリテーションの充実が求められています。

また、精神障がいのある人の社会的入院の解消を図るため地域移行の取組を進めるとともに、退院後の地域生活に支援が必要です。

さらに、児童思春期の心の問題、うつ病をはじめとする精神疾患が関係した自殺予防、高次脳機能障がいのある人に対する支援が必要です。

(2) 施策展開の基本的方向と方策

障がいの原因となる疾病等の予防・治療

乳幼児健診等を通して、情緒・精神面で発達の経過を個別に見ていく必要

のある子どもが増加しています。妊娠期から乳幼児期にわたり、健康診査や相談、健康教育を実施することにより、疾病や障がいの早期発見に努めています。さらに巡回児童相談の紹介等で、情報提供を行っています。

療育を必要とするケースや発達に課題を抱えており継続した支援が必要なケースについては、北後志母子通園センターや障害児通所支援を利用しながら町内関係機関が連携し、支援を行っています。障がいの特性を踏まえた支援のさらなる充実に努めます。

成人期においては、生活習慣病が増えており、その結果認知症や寝たきり等の要介護状態になる人が増加している現状が見られます。成人及び高齢者に対して特定健診、基本健診、健康教育、健康相談等を実施し、生活習慣の改善や疾病の早期発見を図ります。

退院後の地域生活に支援や精神疾患が関係した自殺予防、高次脳機能障がいのある人に対する支援のため障がい者相談支援の充実に努めます。

3 療育・教育

(1) 現状と課題

子ども・子育て支援法の「全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」との基本理念に基づき、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が各々の役割を果たすとともに、相互に協力を図り、障がいのある子とその家族に対し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を整備し、障がいのある子ども本人の最善の利益を保障する必要があります。

関係機関との連携により、乳幼児期から学齢期への円滑な移行をより一層促進し、障がいの重度・重複化、多様化や障がい特性に配慮した支援の充実に努めるなど、障がいのある子どもの発達の支援に努める必要があります。

また、障がいのある子どもが、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する必要があります。

共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応する特別支援教育の充実に努めるとともに、可能な限り障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに教育を受けられ

るよう配慮する必要があります。

(2) 施策展開の基本的方向と方策

ア 障がいのある子どもに対する支援の充実

発達遅れや障がいのある子どもの、子どもとしての育ちを保障し、必要な支援や適切な療育を行うため、児童相談所、保健所、北海道、教育委員会、医療機関、児童福祉施設、学校など、地域の関係機関と連携強化に努めます。

発達遅れや障がいを可能な限り早期に見出し、早期支援へつなげるため、臨床心理士による発達相談を行い、療育が必要な子どもとその親の支援を行うとともに、子育てをする親の思いに寄り添い支援する視点から乳幼児健康診査の充実を図るなど、母子保健活動の推進に努めます。

昼間、保護者がいない児童に生活と遊びの場を提供する放課後児童クラブでの障がいのある児童の受け入れを促進します。

発達遅れや障がいのある子どもとその家族が、身近な地域に必要な療育などの支援が受けられるよう、関係機関との連携を密にし、相談支援体制の充実に努めます。

イ 医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実

医療的ケアなど必要とする重度の障がいのある子どもへの支援の充実を図るため、北後志圏域における協議の場である北後志地域自立支援協議会において、地域や関係機関の連携体制の構築に努めます。

4 就労支援

(1) 現状と課題

就労を希望する障がいのある人を取り巻く雇用情勢は依然厳しい状況にあります。

このような中で、障がいの程度や種別、年齢などに関わらず、希望する地域で、本人の意欲や障がい特性等に応じた多様な働き方が可能となるよう、社会全体で応援する体制づくりが求められています。

地域において様々な分野の機関が連携した障がいのある人の就労を支えるネットワークの充実を図りながら、住民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり、福祉施設等からの一般就労の推進、多様な就労の機会の確保、福祉

的就労の底上げが必要です。

仁木町においても、地域で働くことを希望する障がいのある人の就労を支援するために、仁木町内における働くの場の創設が求められています。

(2) 施策展開の基本的方向と方策

一般就労の推進

障がいのある人の就労を通じた社会参加を促進し、安定した生活基盤づくりを図るためには、障がいのある人が個々の能力や障がいの程度に応じた就業の場を得て、持続して自立した生活を送ることが必要で、職場適応のための人的支援策の検討や、就労相談・支援体制の充実が課題となっています。

就労することが困難な障がいのある人にとって、就労支援サービス事業所等の職業的訓練を受けるために日々通う場所を作ることは、社会参加の促進や生きがい確保などの面で重要であることから、就労相談・支援体制や就労支援サービス事業所等の充実に努めます。

仁木町の主要産業である農業において、障がいのある方の働く場を創ることができかなど、仁木町における「農福連携」の在り方について検討を進めます。また、農業以外の働く場についても、必要に応じて検討を進めます。

事業主に対して、障がい者雇用に関する各種助成制度の周知を図るとともに、障がいのある人の雇用促進や就労移行支援等の障がい福祉サービスの周知に努め、一般就労を推進します。

5 社会参加

(1) 現状と課題

障がいのある人が地域社会の一員として、町内会活動や地域づくり活動、文化・サークル活動、当事者による自主的活動など、地域の様々な活動へ参加し、生活の質の向上や自己実現を図る機会の充実と参加を促進する環境づくりが求められています。

さらに、障がいのある人が主体的に地域の活動に参加するための情報提供や、スポーツ・文化活動、生涯学習の拡大のため、意思疎通手段の確保や移動支援などの充実を図る必要があります。

仁木町においても、閉じこもりの解消のため、社会復帰学級（あゆむ倶楽部）や閉じこもり高齢者を対象にした閉じこもり予防教室（いきいきクラブ）とい

った日中活動の場を整備していますが、障がいのある人の社会参加支援のため、日中活動の場のさらなる充実が求められています。

また、社会参加のための支援を必要としながらも、適切な支援を受けることができている人の実情を把握し、支援に繋げていくことが必要です。

(2) 施策展開の基本的方向と方策

社会参加の促進

精神障がいのある人を対象に社会復帰学級（あゆむ倶楽部）を開催し、学級活動を通じて閉じこもりの解消、社会性、協調性の向上を図り、家庭生活や社会生活に適応するための援助を行います。また、高齢の障がいのある人については、閉じこもり予防教室（いきいきクラブ）と連携した対応により、社会参加の促進に努めます。

社会復帰学級及び閉じこもり予防教室のほかにも、社会参加の促進のために、障がいのある人だけでなく、高齢者や子どもといった地域住民が自由に集い交流できる場の創設に向けた検討を進め、地域共生社会の実現を目指します。

社会復帰学級及び閉じこもり予防教室のほかにも、障がいのある人の閉じこもりを解消し社会参加を促進するため、日中活動の場の創設に向けた検討を進めます。

障がいのある人の社会参加を促進する観点から、移動に関する支援（行動援護、同行援護及び移動支援事業等）の利用促進に努めます。

6 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

(1) 現状と課題

社会には、障がいのある人に対する理解の不足、誤解や偏見などがあり、これらを原因とする差別や虐待などが存在します。

一方、国は、権利擁護に関し、障害者差別解消法制定など国内法の整備をはじめとする制度の改革を進め、障害者の権利に関する条約を批准しています。

仁木町においても、障がいのある人の権利擁護や暮らしやすい地域づくりのさらなる推進が求められています。

(2) 施策展開の基本的方向と方策

ア 権利擁護の推進・虐待の防止・理解の促進

障害者虐待防止法に基づき、北海道その他関係機関と連携・協力しながら、障がいのある人に対する虐待の予防や養護者に対する支援等に努めます。

ヘルプマークやヘルプカードの普及を推進し、周囲の方からの配慮を必要としている人への思いやりのある行動を促し、障がいへの理解を図ります。

イ 成年後見制度等の活用促進

小樽市及び北後志5か町村で設置する小樽・北しりべし成年後見センターにおいて、相談や申立てに対する支援や市民後見人養成講座等を実施し、成年後見制度の活用促進に努めます。

7 生活環境

(1) 現状と課題

国において、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」などの法整備が進んでいますが、積雪・寒冷といった仁木町の地域特性などを踏まえ、今後とも、誰もが安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを推進し、住まいや公共的施設、交通機関、歩行空間などのバリアフリー化を図る必要があります。

また、仁木町に安心して暮らすことができるよう、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、親亡き後を見据え、仁木町の実情に応じた居住支援の充実が求められています。

(2) 施策展開の基本的方向と方策

ア 住まいの整備

障がいのある人が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるよう、仁木町における地域生活支援拠点の整備を目標とし、居住支援のための機能を仁木町の実情に応じた創意工夫により整備し、地域全体で障がいのある人の生活を支える体制の構築に努めます。

障がいのある人の地域移行推進の観点から、住居資源の確保についての検討を進めます。

障がいのある人の生活の利便性を高めるため、入浴補助用具や住宅内の手

すりなどの日常生活用具の利用を促進します。

イ 移動・交通のバリアフリーの促進

障がいのある人の社会参加を促進するためには、交通機関利用の支援を図るなど移動手段の確保が必要となります。

移動支援事業や障がい福祉サービスにおける通院介助等の既存の事業の充実を図り、安全で快適な移動手段の確保に努めます。

また、就労や社会参加をはじめ、日常生活を送るうえで自動車は重要な移動手段となっていることから、有料道路障がい者割引制度の活用等の公共交通機関の障がい者割引制度について一層の周知を図ります。

ウ 防災・防犯対策の推進

障がいのある人への日常的な情報提供や意思疎通支援などの充実を図り、災害時における障がい特性に配慮した支援体制づくりを進めます。

障がいのため判断能力の不十分な人などが、犯罪などに遭わないよう、関係機関等との連携による各種相談支援体制の充実に努めます。

8 情報アクセシビリティ（情報のアクセス・利用のしやすさ）の向上及び意思疎通支援の充実

（1）現状と課題

近年 I C T（情報通信技術）の発達は、障がいのある人の情報収集や発信を容易にするだけでなく、職域の拡大、多様な社会参加の促進などに寄与することが期待されています。

また、視覚障がいや聴覚障がいのある人の情報格差の解消を図り、意思疎通を確保するため、音声による情報伝達や、点字、手話、要約筆記の普及などが求められています。

そのため、障がい特性に対応した I C T（情報通信技術）の利用の促進や、情報提供の充実のほか、点訳奉仕員や手話通訳者の養成など、身近なところでの意思疎通の支援に努める必要があります。

(2) 施策展開の基本的方向と方策

ア 情報通信における情報アクセシビリティの向上

多様化する保健福祉のニーズに迅速に対応するため、福祉サービスを必要とする人に必要な情報を提供する必要があります。

仁木町ホームページや広報誌を中心とした、福祉サービス情報提供基盤の充実に努めます。

イ 意思疎通支援の充実

聴覚障がいのある人の意思疎通確保のため、これまで北後志5か町村による北後志地区手話奉仕員養成講座の開設、北海道の協力のもと社団法人北海道ろうあ連盟への委託による手話通訳者広域派遣事業を実施してきました。

こうした意思疎通支援事業を継続・発展させていく一方で、支援が十分とは言えない状況にある視覚障がいのある人や盲ろう者等への支援体制の構築についての検討を進めます。

第4章 計画の推進

1 計画推進のための実施計画

この計画に基づく施策の推進に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく仁木町障がい福祉計画及び児童福祉法に基づく仁木町障がい児福祉計画を実施計画として位置付け、計画の推進を図ることとしています。

2 計画の推進管理

各施策や事業の実施状況について、年度ごとに点検及び評価を行い、施策の充実や計画の見直しについての検討を進めます。

また、計画の推進状況については、必要に応じて仁木町障がい者自立支援協議会及び北後志地域自立支援協議会に報告し、施策の検討結果や意見等を聴取し、実効性のある取組の推進に努めます。

障がい者施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、生活環境等多くの分野にまたがっているため、福祉の枠を超えて、幅広い関係者や関連する施策と連携・協働し、障がい特性やライフステージに応じた適切なサービスが提供できるよう総合的な取組を目指します。

第2期仁木町障がい者計画

平成30年3月

発行 仁木町

〒048-2492

北海道余市郡仁木町西町1丁目36番地1

電話(0135) 32-2513

編集 仁木町住民課おもいやり係